

税理士法人  
AMAGUCHI パートナーズ  
アルファ労務オフィス

# ぐっちゃん得情報

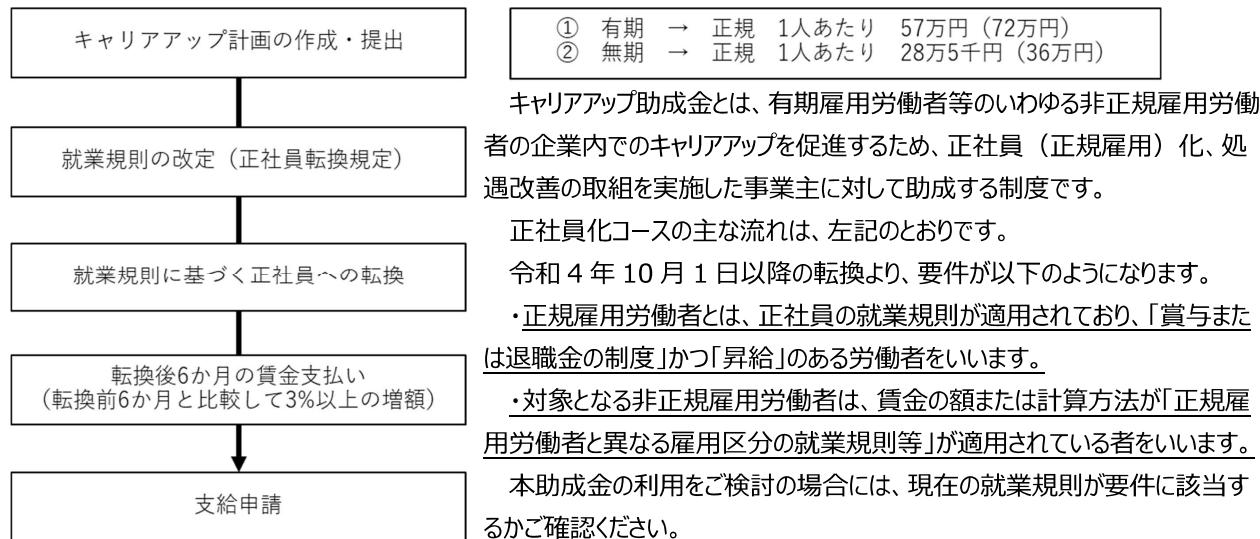
お問い合わせ先  
023-625-2773  
(補助金：石栗)  
(税務：齋藤)  
(労務：吉田)

## \*補助金・助成金関連\*

### ■ キャリアアップ助成金（正社員化コース）

#### ☆ 利用の流れ

☆ 支給金額 () 内は生産性要件を満たした場合 上限 20人まで



### ■ 賃金向上推進事業支援金（賃金アップコース）

山形県では、令和4年4月1日から令和5年1月31日の間に、県内の中小企業等が、非正規雇用労働者の所定労働時間1時間当たりの賃金を30円以上増額改定した場合に、支援金（3万円／人）を支給します。

業種等	上限額	
製造業、社福法人	20人まで	60万円
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	10人まで	30万円
その他	5人まで	15万円

※令和4年度山形県最低賃金発効日以降の改定の場合、改定前の時給が令和4年度山形県最低賃金の額以上である必要があります。

対象となる労働者は、対象事業所勤務で県内在住の50歳未満の女性非正規労働者で、増額後、1ヶ月以上の継続雇用を経て、申請が可能となります。

今年度の最低賃金改定では、時間当たり30円の増額が見込まれる（後述）ことから、引き上げが必須となる労働者に対して、利用を検討されてはいかがでしょうか。

### ■ 原油価格・物価高騰緊急支援給付金

山形県では、原油価格・物価高騰によって多くの事業者が経費増の影響を受けている中、長引く新型コロナの影響で売上が減少し、厳しい経営環境にある県内事業者に対し、給付金を給付します。

対象事業者	：令和4年4月・5月・6月のいずれかの売上が、令和元年～3年のいずれかの年の <u>同月と比較して30%以上減少</u> した県内中小事業者（一部除外業種、事業者があります）
給付額	： 法人の場合 10万円 個人事業主の場合 5万円 ※1事業者あたり
申請受付期間	：令和4年7月29日（金）～9月30日（金）

## 税務関連トピックス

### ■ 「医療費控除の対象になるもの・ならないもの」（目安）

その年の1月1日から12月31までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者や他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に所得控除を受けることができます。

対象となるもの	対象とならないもの
①医師または歯科医師による診療または治療の対価 ②治療または療養に必要な医薬品の購入の対価 ③通院費（公共交通機関）、入院の際の部屋代や食事代 ④治療のためのあん摩、はりきゅう、柔道整復師による施術の対価 ⑤介護保険等制度で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額 ⑥松葉杖、器具、義歯等の購入費 ⑦人間ドック費用（検診で異常が発見され引き続き治療に進んだとき） ⑧付き添い保健師等による療養上の世話の対価 ⑨出産費用 ⑩特定保健指導のうち一定の積極的支援にかかる費用 など	①医師または看護師に対する謝礼金 ②未払医療費 ③見舞客の接待費用 ④美容整形費 ⑤人間ドック費用（異常なしのとき） ⑥疾病予防費用 ⑦健康増進費用 ⑧自己の判断で受けた PCR 検査費用（陰性のとき） など

※保険金などで補填される額を除きます。

控除額：実際に支払った医療費の額 - 10万円（またはその年の総所得金額が200万円未満のときはその5%）

## 労務関連トピックス

### 【Q】最低賃金を確認していますか ②

令和4年度の最低賃金協議が、過去最大の31円の引き上げ幅で決着しました（増加率3.3%）。

引き上げ額の目安は地域の経済情勢に応じてAからDの4ランクに分けて提示され、Cランクの宮城県、Dランクの山形は30円ですが、山形地方最低賃金審議会はそれを上回る32円の増額を労働局長に答申しました。

山形県 822円→854円（発効予定日：10月6日） 宮城県 853円→883円（発効予定日：10月1日）

【最低賃金の確認方法】 ※ 通勤手当・精算勤手当・家族手当・時間外手当を除外した金額が対象となります。

- (1) 時間給制 時間給 ≥ 最低賃金額（時間額）
- (2) 日給制 (日給 ÷ 1日の所定労働時間) ≥ 最低賃金額（時間額）
- (3) 月給制 (月給 ÷ 1か月平均所定労働時間) ≥ 最低賃金額（時間額）

### 【Q】同月得喪の社会保険料の取扱いについて

社会保険の資格を取得した月にその資格を喪失することを「同月得喪」といいます。（つまり、入社と退社が同月内（末日退職を除く）に行われた場合。）この場合、厚生年金保険料と健康保険料の取扱いが異なりますので、ご注意ください。

**厚生年金保険料**：厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に再度厚生年金保険の資格を取得したり、国民年金の資格を取得した場合、先に喪失した保険料は不要となります。ただし、実務上は、還付されることがわかっていたとしても給与計算の際に保険料を控除して一旦納付し、還付されることになります。還付後に、退職者に返還するという手順が必要です。

**健康保険料**：同月得喪の場合もその月分の保険料の納付が必要となり、厚生年金保険料と違い例外はありません。必ず保険料の支払いが必要となります。

### 【Q】新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の健康観察（自宅待機）期間について

濃厚接触者 (通常)	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
濃厚接触者 (自費検査実施)	0日目	1日目	2日目	3日目	①、②が陰性の場合 解除		

自費検査① 自費検査②

現在、濃厚接触者の待定期間は、感染者の発症日または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方（最終接觸）を0日目として、5日間です。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（厚生労働省が認めたもの）を用いた検査（自費検査）で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能です。

※ 山形県では、県内の中小事業者に対し、従業員が安心して出勤できる環境整備を目的として簡易検査キットを配布する事業を行っています。

申請受付期間：令和4年7月27日（水）から8月26日（金）まで（WEB）

配布要件：過去1週間以内に従業員またはその家族に感染者または濃厚接触者が確認されたこと

感染者または濃厚接触者以外の従業員の事業所への出勤を認め、簡易検査キットを活用し事業を継続すること  
今回配布される検査キットは、厚生労働省が承認したものです。